

旅 費 取 扱 要 領

千葉県ホッケー協会

第1条 千葉県ホッケー協会に所属するものが出張のため、国内を旅行するときは、この取扱要領によって旅費を支給する。

第2条 旅費は、旅行雑費・宿泊料及び乗物費の3種類とし、出張した当該者に対して支給する。

第3条 旅費は、順路直行によって計算するものとする。ただし、已むを得ない事由により順路直行によることができなかった場合は、実際の経路により計算することができる。

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の用紙に、必要事項を記入して、事前に事務局会計担当者に提出しなければならない。

第5条 宿泊を要する旅行及び、県外日帰り旅行の場合には、次の旅費を支給する。

- (1) 旅行雑費 1日に付き、600円とする。
- (2) 宿 泊 費 1泊に付き、12,000円を上限とする。
- (3) 乗 物 費 ① 新幹線・片道100Km以上の場合
② 特 急・片道70Km以上の場合
③ 普 通・普通車実費

第6条 宿泊を要しない県内旅行の場合には、次の旅費を支給する。

- (1) 旅行雑費 1日に付き、0円とする。
- (2) 乗 物 費 ① 普 通・普通車実費

附 則

この要領は、平成18年4月9日から施行する。